

「養護教諭・栄養教諭・学校事務職員  
中堅教諭等資質向上研修」実施の手引

令和6年度

奈良県教育委員会

# 目 次

|                                                                       |    |
|-----------------------------------------------------------------------|----|
| 令和6年度 奈良県教育委員会<br>市町村立学校「養護教諭中堅教諭等資質向上研修」実施要項 .....                   | 1  |
| 令和6年度 奈良県教育委員会<br>県立学校「養護教諭中堅教諭等資質向上研修」実施要項 .....                     | 3  |
| 令和6年度 奈良県教育委員会<br>市町村立学校「栄養教諭中堅教諭等資質向上研修」実施要項 .....                   | 5  |
| 令和6年度 奈良県教育委員会<br>県立学校「栄養教諭中堅教諭等資質向上研修」実施要項 .....                     | 7  |
| 令和6年度 奈良県教育委員会<br>市町村立小学校・中学校・義務教育学校<br>「学校事務職員中堅教諭等資質向上研修」実施要項 ..... | 9  |
| 養護教諭・栄養教諭・学校事務職員中堅教諭等資質向上研修について                                       |    |
| 1 養護教諭・栄養教諭・学校事務職員中堅教諭等資質向上研修の対象者<br>及び実施日数について .....                 | 11 |
| 2 養護教諭・栄養教諭・学校事務職員中堅教諭等資質向上研修に係る<br>手続き等について .....                    | 11 |
| 「中堅教諭等資質向上研修」に関する書類等 .....                                            | 12 |
| 養護教諭・栄養教諭・学校事務職員中堅教諭等資質向上研修の内容 .....                                  | 13 |
| 各種提出様式 .....                                                          | 14 |
| 養護教諭・栄養教諭・学校事務職員中堅教諭等資質向上研修の流れ（市町村立学校） ..                             | 17 |
| 養護教諭・栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の流れ（県立学校） .....                                   | 18 |

令和6年度 奈良県教育委員会  
市町村立学校「養護教諭中堅教諭等資質向上研修」実施要項

1 目的

養護教諭中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条第1項の規定に準じて、個々の能力、適性等に応じて、市町村立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

2 対象等

- (1) 養護教諭中堅教諭等資質向上研修の対象となる養護教諭（以下「当該養護教諭」という。）は、令和6年4月1日現在で養護教諭としての在職期間が10年（特別な事情がある場合には、この期間の限りではない。）に達している者とする。
- (2) 次に掲げる者は、養護教諭中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。
  - ア 臨時的に任用された者
  - イ 他の研修実施者が実施する十年経験者研修又は養護教諭中堅教諭等資質向上研修を修了した者
  - ウ 会計年度任用職員
  - エ 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者
  - オ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、研修実施者が当該者の経験の程度を勘案して養護教諭中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者
- (対象の留意点)
- (3) 2(1)の在職期間は、国立、公立又は私立の学校である小学校等の養護教諭として在職した期間を通算した期間とする。
- (4) 2(3)の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。
- (5) 育児休業等で、異なる年数を定めることが適切な場合は、奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と協議の上、延期することができる。

3 実施主体等

養護教諭中堅教諭等資質向上研修は、市町村教育委員会の協力を得て、県教育委員会が実施する。

4 内容等

養護教諭中堅教諭等資質向上研修は、校外研修と校内研修からなり、研修実施計画書（様式9養）に従い、1年間の研修を実施するものとする。その主な内容等は次のとおりとする。

（校外研修）

- (1) 主に奈良県立教育研究所（以下「教育研究所」という。）が実施する研修で、研修領域として、養護専門研修及び必修研修を設ける。当該養護教諭は、養護専門研修を3日、必修研修Ⅰ及び必修研修Ⅱをそれぞれ1日、合計5日間を夏期休業期間等に受講するものとする。

（校内研修）

- (2) 校長の指導の下、指導方法研究及び特定課題研究等を行う研修として、原則として、養護専門研修受講後に、校内において5日間実施するものとする。
- (3) 「奈良県立教育研究所における長期研修実施要項」による研修を行う者及び、その他、県教育委員会が認める長期研修等を行う者は、これを校内研修に充てることができる。

5 研修計画

（事前評価と研修実施計画書）

- (1) 校長は、養護教諭中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、当該養護教諭の能力、適性等について評価を行うものとする。
- (2) 当該養護教諭は、養護教諭中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、校長等の学校管理職との対

話に基づき、効果的な指導助言等を踏まえて研修実施計画書を作成するものとする。校長は、作成された研修実施計画書を確認し、必要に応じて調整するものとする。

- (3) 校長は、作成された研修実施計画書を期日までに市町村教育委員会に提出するものとする。市町村教育委員会は、作成された研修実施計画書を確認し、精査した上で期日までに県教育委員会に提出するものとする。

## 6 校内体制

- (1) 当該養護教諭は、校長の指導の下、研修実施計画に従い、研修を行うものとする。
- (2) 校長は、養護教諭中堅教諭等資質向上研修が円滑に実施できるようにするため、学校全体としての体制を確立するものとする。
- (3) 校長、副校長及び教頭は、研修実施計画に従い、当該養護教諭の指導及び助言に当たるものとする。

## 7 研修報告

(研修実施報告書)

- (1) 校長は、4内容等に定める全ての研修を終了した当該養護教諭に対し、研修実施報告書（様式11 養）を作成し、指定された期日までに、市町村教育委員会に提出するものとする。

なお、研修成果については、当該養護教諭に対する以後の指導や研修に活用することが望ましい。

- (2) 市町村教育委員会は、校長から提出された研修実施報告書の写しを、指定された期日までに、県教育委員会に提出するものとする。
- (3) 校長は、令和6年度に修了予定であった当該養護教諭が4内容等に定める全ての研修を終了できない場合は、市町村教育委員会を通じて県教育委員会に連絡し、次年度以降の研修について協議するものとする。

(修了の認定)

- (4) 養護教諭中堅教諭等資質向上研修の修了の認定は、市町村教育委員会から県教育委員会に提出された研修実施報告書を基に（奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則第二条の規定により）県教育委員会教育長が行う。なお、県教育委員会教育長による修了の認定が認められない場合は、県教育委員会は当該養護教諭の所属する市町村教育委員会と確認の上、市町村教育委員会を通じて校長へ通知する。

## 8 文書保存

市町村教育委員会は、当該養護教諭の研修実施計画書及び研修実施報告書を修了認定後5年間保存するものとする。

## 9 実施校校長説明会

県教育委員会は、養護教諭中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、市町村教育委員会担当者を含む実施校校長説明会を年度当初に開催するものとする。

## 10 その他

- (1) 教育研究所が主催する養護教諭中堅教諭等資質向上研修の受講に係る旅費については、教育研究所負担（ただし、奈良市立一条高等学校及び大和高田市立高田商業高等学校については学校負担）とする。
- (2) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

令和6年度 奈良県教育委員会  
県立学校「養護教諭中堅教諭等資質向上研修」実施要項

1 目的

養護教諭中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条第1項の規定に準じて、個々の能力、適性等に応じて、県立学校における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

2 対象等

- (1) 養護教諭中堅教諭等資質向上研修の対象となる養護教諭（以下「当該養護教諭」という。）は、令和6年4月1日現在で養護教諭としての在職期間が10年（特別な事情がある場合には、この期間の限りではない。）に達している者とする。
- (2) 次に掲げる者は、養護教諭中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。
  - ア 臨時的に任用された者
  - イ 他の研修実施者が実施する十年経験者研修又は養護教諭中堅教諭等資質向上研修を修了した者
  - ウ 会計年度任用職員
  - エ 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者
  - オ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、研修実施者が当該者の経験の程度を勘案して養護教諭中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者
- (対象の留意点)
- (3) 2(1)の在職期間は、国立、公立又は私立の学校である小学校等の養護教諭として在職した期間を通算した期間とする。
- (4) 2(3)の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。
- (5) 育児休業等で、異なる年数を定めることが適切な場合は、奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と協議の上、延期することができる。

3 実施主体等

養護教諭中堅教諭等資質向上研修は、県教育委員会が実施する。

4 内容等

養護教諭中堅教諭等資質向上研修は、校外研修と校内研修からなり、研修実施計画書（様式9養）に従い、1年間の研修を実施するものとする。その主な内容等は次のとおりとする。

（校外研修）

- (1) 主に奈良県立教育研究所（以下「教育研究所」という。）が実施する研修で、研修領域として、養護専門研修及び必修研修を設ける。当該養護教諭は、養護専門研修を3日、必修研修Ⅰ及び必修研修Ⅱをそれぞれ1日、合計5日間を夏期休業期間等に受講するものとする。

（校内研修）

- (2) 校長の指導の下、指導方法研究及び特定課題研究等を行う研修として、原則として、養護専門研修受講後に、校内において5日間実施するものとする。
- (3) 「奈良県立教育研究所における長期研修実施要項」による研修を行う者及び、その他、県教育委員会が認める長期研修等を行う者は、これを校内研修に充てることができる。

5 研修計画

（事前評価と研修実施計画書）

- (1) 校長は、養護教諭中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、当該養護教諭の能力、適性等について評価を行うものとする。

- (2) 当該養護教諭は、養護教諭中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、校長等の学校管理職との対話に基づき、効果的な指導助言等を踏まえて研修実施計画書を作成するものとする。校長は、作成された研修実施計画書を確認し、必要に応じて調整するものとする。
- (3) 校長は、作成された研修実施計画書を期日までに県教育委員会に提出するものとする。県教育委員会は、校長から提出された研修実施計画書を確認し、精査した上で、必要に応じて調整するものとする。

## 6 校内体制

- (1) 当該養護教諭は、校長の指導の下、研修実施計画に従い、研修を行うものとする。
- (2) 校長は、養護教諭中堅教諭等資質向上研修が円滑に実施できるようにするため、学校全体としての体制を確立するものとする。
- (3) 校長、副校長及び教頭は、研修実施計画に従い、当該養護教諭の指導及び助言に当たるものとする。

## 7 研修報告

(研修実施報告書)

- (1) 校長は、4内容等に定める全ての研修を終了した当該養護教諭に対し、研修実施報告書（様式11養）を作成し、指定された期日までに、県教育委員会に提出するものとする。  
なお、研修成果については、当該養護教諭に対する今後の指導や研修に活用することが望ましい。
- (2) 校長は、令和6年度に修了予定であった当該養護教諭が4内容等に定める全ての研修を終了できない場合は、県教育委員会に連絡し、次年度以降の研修について協議するものとする。  
(修了の認定)
- (3) 養護教諭中堅教諭等資質向上研修の修了の認定は、校長から県教育委員会に提出された研修実施報告書を基に（奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則第二条の規定により）県教育委員会教育長が行う。なお、県教育委員会教育長による修了の認定が認められない場合は、県教育委員会は当該養護教諭の所属する県立学校の校長へ通知する。

## 8 文書保存

県教育委員会は、当該養護教諭の研修実施計画書及び研修実施報告書を修了認定後5年間保存するものとする。

## 9 実施校校長説明会

県教育委員会は、養護教諭中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、担当者を含む実施校校長説明会を年度当初に開催するものとする。

## 10 その他

- (1) 教育研究所が主催する養護教諭中堅教諭等資質向上研修の受講に係る旅費については、教育研究所負担とする。
- (2) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。